

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成29年11月17日

【会社名】 株式会社進和

【英訳名】 S h i n w a C o . , L t d .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 根 本 哲 夫

【本店の所在の場所】 名古屋市守山区苗代二丁目9番3号

【電話番号】 0 5 2 (7 9 6) 2 5 3 3 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 吉 田 礎 久

【最寄りの連絡場所】 名古屋市守山区苗代二丁目9番3号

【電話番号】 0 5 2 (7 9 6) 2 5 3 3 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 吉 田 礎 久

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【提出理由】

当社は、平成29年11月16日の当社第67回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年11月16日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社普通株式 1株につき金31円00銭 総額399,910,478円

2. 剰余金の処分に関する事項

① 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 500,000,000円

② 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）として、根本哲夫、丸本義直、瀧谷善郎、吉田礎久、入山敏久、石川修示を選任する。

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会をもって退任する取締役 森岡達哉氏に対し、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈する。

第4号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

役員退職慰労金制度廃止に伴い、根本哲夫、丸本義直、瀧谷善郎、吉田礎久、入山敏久、石川修示の6氏に対し、本総会終結の時までの在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈し、その贈呈の時期は各氏の退任する時とし、具体的金額、方法などは取締役会に一任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬を年額50百万円を上限として支給することおよびその内容を決定する。

第6号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）7名に対し、役員賞与として33,000千円を支給する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	89,937	131	0	(注) 1	可決 (95.88%)
第2号議案					
根本 哲夫	89,474	594	0	(注) 2	可決 (95.39%)
丸本 義直	89,644	424	0		可決 (95.57%)
瀧谷 善郎	89,656	412	0		可決 (95.59%)
吉田 礎久	89,630	438	0		可決 (95.56%)
入山 敏久	89,655	413	0		可決 (95.58%)
石川 修示	89,652	416	0		可決 (95.58%)
第3号議案	85,786	4,282	0	(注) 1	可決 (91.46%)
第4号議案	85,842	4,226	0	(注) 1	可決 (91.52%)
第5号議案	89,716	352	0	(注) 1	可決 (95.65%)
第6号議案	89,536	532	0	(注) 1	可決 (95.46%)

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数を合計したことにより、各決議事項の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したことが確認できたため、賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数に本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認が出来ない議決権の数は加算しておりません。